

第11次厚木市総合計画長期ビジョン（案）に対するパブリックコメント手続実施要領

1 目的

令和3年度に現行の第10次総合計画がスタートしてから4年が経過する中で、社会・経済環境が大きく変化し、今後も様々な変化が予想されることから、新たなまちづくりの方向性を示すため、令和8年度を始期とする新たな総合計画の策定を進めています。

つきましては、令和8年度から令和17年度までの10年間を計画期間とする第11次厚木市総合計画長期ビジョン（案）について、市民の皆様の意見等を聴取し、可能な限り反映するため、厚木市市民参加条例第6条第3項の規定に基づき、パブリックコメント手続を実施します。

2 パブリックコメント手続の対象

第11次厚木市総合計画長期ビジョン（案）

3 パブリックコメント手続実施の周知方法

- (1) 広報あつぎ（9月1日号）への掲載
- (2) 厚木市ホームページへの掲載（9月1日（月）から）
- (3) 厚木市LINE公式アカウントによる発信

4 資料の閲覧及び配布

次に掲げる場所等で9月1日（月）から10月1日（水）まで閲覧を行います。

なお、資料の配布を希望する場合は企画政策課（電話 046-225-2455）に連絡してください。

- (1) 市役所本庁舎4階 企画政策課
- (2) 市役所本庁舎3階市政情報コーナー
- (3) 各地区市民センター（各公民館）及び上荻野分館
- (4) 本厚木駅連絡所及び愛甲石田駅連絡所
- (5) 保健福祉センター
- (6) 中央図書館
- (7) あつぎ市民交流プラザ（アミューあつぎ6階）
- (8) あつぎセーフティーステーション番屋
- (9) 南毛利スポーツセンター
- (10) 荻野運動公園
- (11) 子育て支援センター
- (12) ぼうさいの丘公園センター施設

- (13) ふれあいプラザ
- (14) あつぎ郷土博物館
- (15) 市ホームページ



《市ホームページ閲覧ページ》

5 意見等提出期間

令和7年9月1日（月）から10月1日（水）まで

※ 郵送の場合は、10月1日（水）の消印有効とします。

6 意見等提出資格

- (1) 市内に居住する方
- (2) 市内に通学し、又は通勤する方
- (3) 市内において活動する個人及び法人その他の団体
- (4) 市に納税の義務がある方

7 意見等提出方法

次の方法により提出してください。

- (1) 電子申請システム（e-kanagawa）により提出する。



《電子申請システム（申込フォーム）》

- (2) 市公式LINEにより提出する。



《市公式LINE》

- (3) 意見提出用紙を持参する。

ア 市役所本庁舎4階 企画政策課の窓口へ直接提出

イ 次に掲げる場所に設置されたパブリックコメント意見提出箱に投函

(ア) 市役所本庁舎3階市政情報コーナー

(イ) 荻野運動公園

(ウ) 南毛利スポーツセンター

(エ) 子育て支援センター

(オ) ぼうさいの丘公園センター施設

(カ) ふれあいプラザ

ウ 次に掲げる場所に設置されたわたしの提案の提案箱に投函

(ア) 市役所本庁舎 1 階

(イ) 各地区市民センター（各公民館）及び上荻野分館

(ロ) 本厚木駅連絡所及び愛甲石田駅連絡所

(エ) 保健福祉センター

(オ) 中央図書館

(カ) あつぎ市民交流プラザ（アミューあつぎ 6 階）

(キ) あつぎセーフティーステーション番屋

(ク) あつぎ郷土博物館

(4) 意見提出用紙を郵送する。

郵送先 〒243-8511

厚木市企画部企画政策課計画調整係宛て

(5) 意見提出用紙をファックスで送信する。

ファックス番号 046-225-3732

(6) 意見提出用紙を電子メールで送信する。

メールアドレス 1100@city.atsugi.kanagawa.jp

※ 電子メールの件名「第11次厚木市総合計画長期ビジョン（案）パブリックコメント意見」

8 意見等の取扱い

(1) 提出された意見等は、第11次厚木市総合計画長期ビジョンの策定に当たって参考とします。

なお、提出された意見等については、個人情報を除き、意見等の概要及び市の考え方を、後日、市ホームページ及び市政情報コーナーで公表します。

(2) 提出された意見等に対しては、個別の回答はしません。